

縦覧・公聴会を開きます 津山広域都市計画



問都市計画課（市役所5階）☎32-2096

津山広域都市計画の変更原案の縦覧と公聴会を開催します。公聴会に出席して意見を述べたい人は、事前に公述申立書を提出してください。

原案の縦覧・公述申立書

縦覧期間 9月13日(月)～27日(月)午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所 都市計画課、市ホームページ

縦覧内容 都市計画公園（高野川東公園）の変更原案

公述申立書の提出方法 縦覧期間内に、市ホームページまたは窓口に備え付けの用紙に意見を記入し、郵送または窓口で直接提出する

公聴会

とき 10月14日(木)午後2時～4時

ところ 大会議室（市役所2階）

傍聴人の定員 20人（先着順）

※縦覧期間中に公述申立書の提出がなかった場合は、公聴会を中止します

※感染症の状況により傍聴の中止、または入場制限を行う場合があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください

公述人（公聴会で意見を述べる人）の条件

- ▼意見を述べる人は、市民や利害関係がある人に限られます
- ▼同じ趣旨の意見などが多数の場合、公述人を選定し公述時間を制限することがあります
- ▼原案と関係がない意見を述べることはできません

森林の伐採時は届け出が必要です

問森林課（市役所4階）☎32-2078、各支所・出張所

伐採前に森林課または各支所・出張所に届け出てください。伐採後は状況報告が必要です。

対象の森林 保安林を除いた民有林

提出期間

伐採届＝伐採を始める90日前～30日前

伐採後の状況報告＝造林や伐採後に森林以外の用途に使用する場合、それぞれが完了した日から30日以内

注意 森林の土地を取得した時は？

売買、相続、贈与、法人の合併などで森林の土地を新たに取得した時は、**所有者届出書**の提出が必要です。

提出期間 所有者となった日から90日以内

提出先 森林課または各支所・出張所

ツキノワグマに注意！

問森林課☎32-2078、美作県民局森林企画課☎23-1384

山菜採りや登山で山に入る際は次の点に注意してください。

✓音の出る笛・鈴・ラジオなどを身に付ける

クマは耳が良く、人の気配を察知してその場から遠ざかる習性があります

✓収穫しない果物の実、生ごみなど、クマの餌になるものを放置しない

そのままにしておくと、クマを呼び寄せる原因になります

✓クマに出会ったら、落ち着いて行動する

落ち着いて静かにしていれば、ほとんどの場合、クマは立ち去ります。大声や投石など、クマを刺激する行為はやめ、背中を向けずに後退しましょう。



※ツキノワグマを見かけたり、痕跡を見付けたり、安全な場所に避難し、市または県民局に連絡してください

平成30年7月豪雨で被災した人へ 住宅再建資金借入れの返済利子を助成します

問都市計画課（市役所5階）☎32-2099

平成30年7月豪雨で被災した住宅の建て替えや補修などのため、金融機関から資金の融資を受けた人に、予算の範囲内で利子の一部を助成します。

利子助成の内容

対象 次の要件をすべて満たす人

- ①自ら居住していたまたは自らが所有する住宅が、平成30年7月豪雨で被災した
- ②令和4年7月31日までに金融機関に災害復興を目的とした融資（50万円以上）を申し込む
- ③令和5年12月31日までに利子の支払いを開始する

助成期間 利子の支払開始日から10年以内

助成率 年0.63%以内

締め切り 令和4年8月1日(月)

※すでに融資を受けている人も対象です

※申し込みには、事前相談が必要です

り災証明書の認定区分	区分対象となる融資の上限額	
全壊、大規模半壊、または半壊	住宅の建設（※1）	建設資金＝1,680万円 土地取得資金＝970万円 整地資金＝450万円
	新築又は中古住宅の購入（※2）	購入資金＝2,650万円
一部損壊、床上浸水など	住宅の補修	補修資金＝740万円 整地資金・引当移転資金＝450万円

※1 土地の取得のみを目的とした場合を除く

※2 マンションを含む

補助します 建築物耐震診断、吹付けアスベスト調査

問都市計画課（市役所5階）☎32-2099

建築物耐震診断補助金 昭和56年5月31日以前に建てられた市内にある建築物の、耐震診断に必要な費用の一部を補助します。申し込みには、事前相談が必要です。

補助内容

- ①個人所有の一戸建て住宅（木造2階建て以下）
一般診断（現況診断）または補強計画に必要な費用（定額補助）
- ②①以外の個人所有の一戸建て住宅 補助対象経費の3分の2（上限9万円）
- ③①②以外の建築物 補助対象経費の3分の2（一般建築物の上限150万円。面積による補助上限あり）

延床面積	耐震診断費用	補助金額（1棟当り）
200㎡未満	71,200円	60,000円
200㎡以上 300㎡未満	80,300円	68,000円

吹付けアスベスト調査補助金 市内の建築物の吹付けアスベストの分析調査に必要な費用を補助します。

補助内容 原則、補助対象経費の10分の10（1棟当たり上限25万円）※成形板（スレートなど）は対象外

ごみの野焼きは禁止です

問環境生活課☎32-2055

ごみの野焼きは、法律で禁止されています。庭や畑など地面の上で直接焼くだけでなく、ドラム缶やブロックなどで囲った場所、掘った土の中、基準を満たしていない家庭用小型焼却炉で焼くことも禁止です。

例外として、農業を営むための畦の草焼き、落葉を焼くなどは認められています。周囲の迷惑にならないよう注意しましょう。



津山太助